

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳格な負託に応えるため、市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、市長等の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び市民の責務)

第2条 市長等は、市民全体の奉仕者としての職責を自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 市長等は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

3 市民は、自らも市政を担い公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益を図る目的をもって市長等に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 市長等は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等(以下「企業等」という。)のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。

(3) 市が出資している法人及び補助金を交付している団体の請負その他の契約に関し、特定の企業等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。

(4) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等の授受をしないこと。

(5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 市職員の採用に関して、特定の個人を推薦し、又は紹介しないこと。

(市の請負等に関する遵守事項)

第4条 市長等の配偶者、2親等以内の親族若しくは同居者の親族が役員をする企業等又は次に掲げる企業等は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第142条(法第166条第2項において準用する場合を含む。)及び第180条の5第6項の規定の趣旨を尊重し、市民に対し疑惑の念を生じさせないよう市に対する請負(下請負を含む。以下同じ。)その他の契約を辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 市長等又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業等

(2) 市長等又はその配偶者が報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業等

(3) 市長等がその経営方針に関与している企業等

2 市長等は、市民に疑惑の念を生じさせないために、前項に規定する企業等が市に対する請負その他の契約を辞退するよう努めなければならない。

(市民の調査請求権)

第5条 市民は、市長等が前2条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添え、法第18条に定める選挙権を有する者の50人以上の連署をもって、市長に調査を請求することができる。

2 市長は、前項の規定により調査の請求を受けたときは、速やかに、平戸市政政治倫理審査会条例(平成25年平戸市条例第54号。附則第2項を除き、以下「審査会条例」という。)に基づく平戸市政政治倫理審査会に調査を求めなければならない。

3 市民は、個人の利益又は特定の政治的な目的のために第1項に規定する請求権を行使してはならない。

(調査報告の公表等)

第6条 市長は、前条第2項の規定により調査を求めたときは、その内容を速やかに公表するとともに、その旨を同条第1項の規定による調査の請求をした者(以下「調査請求人」という。)に通知しなければならない。

2 市長は、市長等が審査会条例第9条の規定に基づく資料の提出を遅延し、虚偽の報告をし、若しくは提出しなかったとき又は審査会条例第8条の規定に基づく意見陳述のための会議に出席しない等調査に協力しなかったときは、その旨を速やかに公表するものとする。

3 市長は、前条第2項に規定する調査に係る、審査会条例第6条第2項の規定に基づく調査報告書を受領したときは、その要旨を速やかに公表するとともに、調査請求人に通知しなければならない。

(収賄罪等起訴後の説明)

第7条 市長等は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで又は第198条に定める罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、その理由を市民に説明するため、起訴された日の翌日から

起算して50日以内に説明会の開催を市長に求めることができる。この場合において、市長は、説明会を開催しなければならない。

- 2 市民は、前項の説明会において、市長等に質問することができる。

(収賄罪等確定後の措置)

第8条 市長等が前条第1項に規定する罪について有罪の判決が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項及び法第143条第1項若しくは第164条第2項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第9条第1項の規定により失職する場合を除き、市長は、その品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(市長職務の代行)

第9条 第5条から前条までの場合において、市長が調査の対象になったときは副市長が、市長及び副市長がともに調査の対象となったときは総務部長が、市長の職務を行う。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平戸市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 平戸市政治倫理審査会条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略